

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制の整備

(1) 庁内の推進体制

本計画の推進にあたり、就学前児童の質の高い学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、支援施策の円滑な実行を含め、庁内組織の横断的かつ密接な連携を図ります。

(2) 関係機関との連携

就学前児童の質の高い学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実現に向けての喫緊の課題として、人材の確保と就学前の学校教育・保育の質の向上のための取組が必要です。そのためには、行政だけではなく、特定教育・保育施設の実施主体等とも連携し、協働しながら取組を進めていきます。また、本計画の推進にあたって、地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所（園）、小規模保育施設、地域子ども・子育て支援事業の実施主体等の相互連携が不可欠であり、良好な関係性が構築できるよう支援に努めます。

2 計画の進捗状況の点検・評価

本計画は法定計画として、計画の進捗状況を毎年度点検・評価する必要があります。計画の進捗状況を把握し、進行管理を計画的に行っていきます。

東大阪市子ども・子育て会議では、各年度における本計画に基づく施策の実施状況等について点検・評価し、この結果を公表するとともに、結果に基づいた事業の見直しや取組内容の改善等を図ります。

東大阪市子ども・子育て会議、東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会及び東大阪市子ども・子育て新制度ワーキングチームにおいて、各事業における毎年の実施状況の情報を取りまとめ、その上で、計画の進捗・達成状況についての点検・評価を実施するとともに、以降の計画推進における課題の抽出、重点的に取り組むべき事項の検討等を行います。

計画の進捗状況の公表内容や各事業実施状況の点検結果は、市ウェブサイト等へ掲載するとともに、市民にわかりやすい形を検討し、情報公開を行います。

3 計画の周知

本計画の市民への周知を図るため、本計画書を公表するとともに、市役所や認定こども園、幼稚園、保育所（園）、学校等、各種健診等の機会を通じたPRを行います。

また、広報誌や市ウェブサイト、子育てアプリ、ケーブルテレビ等による情報発信を行うとともに、民生委員・児童委員や自治会、地域教育協議会、校区福祉委員会、ボランティア、子育てサークル、子ども会等の地域活動等と連携したきめ細かなPR活動に努めます。